

令和元年 7 月 29 日  
高槻市 交通部

## 高槻市交通部職員の懲戒処分について

交通部において、バス乗務員が運転中に携帯電話を使用する事案が発生したため、当該職員に対して懲戒処分を行いました。

### 1 事案

#### (1) 概要

令和元年6月25日(火)、車庫前16時20分発 栄町経由 JR高槻駅南行きを運行する際、行先表示の設定を誤り、回送表示のまま運行を開始しました。2つ目の芝生西口バス停で乗車されたお客様から回送表示を指摘され、誤りに気づき、行先表示を修正し発車しました。その直後の交差点での赤信号停車中に、1つ目の車庫前バス停でお客様がお待ちであったことを思い出し、16時22分頃、携帯電話を使用し、営業所への事案報告とお客様への対応を依頼しました。その通話中に信号が青に変わり、後続車もいたため、通話したまま約50メートル走行しました。

なお、本事案については、その翌日、運行管理者が行先表示誤りの状況を確認するためドライブレコーダー映像を確認する際に判明したものです。

また、事案の判明後、直ちに近畿運輸局大阪運輸支局に報告を行いました。

#### (2) 処分の内容、対象者及び処分理由

「戒告」

交通部 企画運輸課 芝生営業所 一般職 50代

当該職員の本件行為は、市営バス乗務員の服務規律に違反するものであり、重大な職務命令違反に該当する。

#### (3) 処分年月日

令和元年7月29日(月)

### 2 お詫び

関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことについて、深くお詫びいたします。今後、このようなことがないよう再発防止、綱紀粛正に努めてまいります。

問合せ先：高槻市 交通部 企画運輸課 電話番号：072-677-3510 FAX番号：072-677-3521
---